

〈資料〉

スロヴァキア共和国の国際私法立法

笠原 俊 宏

一 前書き

一九八九年におけるソビエト連邦の崩壊は、旧チェコスロヴァキア社会主義共和国における共産党政権の崩壊をもたらし、同共和国は、その国名もチェコスロヴァキア連邦共和国と改称されて連邦制が維持されたが、一九九二年には、連邦議会における「連邦解消法」の可決により、一九九三年四月一日、チェコ共和国とスロヴァキア共和国とに分離された。そして、旧チェコスロヴァキア社会主義共和国において施行されていた法令は、基本的には、そのまま、両共和国に継承されている (Bergmann/Ferid, Internationales Ehe- und Kindschaftsrecht, Slowakische Republik, 125. Lieferung, 1996, S.1.)。国際私法立法について言えば、一九六三年一月四日に成立した「国際私法及び国際民事訴訟法に関する法律」(一九六四年四月一日施行) がそれであるが、同法律は、当時、相当に精緻な規則を有する国際私法典として、わが国においても紹介されている(川上太郎『国際私法の国際的法典化』(有信堂、

一九六七年）に掲載されている邦訳を転載したものととして、拙編訳『国際私立法総覧』（富山房、一九八九年）二〇八頁以下参照。尚、一九四八年に成立したチェコスロヴァキア国際私法規定については、桑田三郎「一九四八年・チェッコスロバキア国際私法規定」法学新報六〇巻四号五六頁以下に紹介されている。更に、それに加筆、転載したものととして、川上太郎『国際私法の法典化に関する史的研究』（有信堂、一九六三年）附録五三頁以下がある。同法律もまた、分離後の両共和国において、必要な改正が加えられて施行されてきた。とくにスロヴァキア共和国においては、独自に度重なる修正が加えられ、又、数々の条項が追加された結果、その成立当時の内容とはかなり異なる内容を有する規定が多くなっている。しかし、それらの修正も、なお、不十分であるように見受けられる。従って、極く近い将来において、大幅な改正が実施されることも予想される場所である。そのような点を考慮しながらも、スロヴァキア共和国国際私法の現状を知る上で不可欠であるため、以下に邦訳の作成を試みることにした。

本法律の内容について少しく言及すれば、現代国際私法の基本原則となっている「密接関連性の原則」及び「弱者利益の保護」は、必ずしも明瞭な表現をもって規定されていない。しかしながら、例えば、「情況が実質的関連性を有する国の法律」（第二四条第一項）の適用可能性を定める規定にそれを見い出すことができる。また、本法律の最も特徴的である点は、国際民事手続法に関する極めて詳細な諸規定が含まれていることである。そのような構成は、一九八二年のユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国の「一定の関係における外国との法律抵触の解決に関する法律」、それを基本的に受け継ぐ二〇〇七年のマケドニア共和国の「国際私法に関する法律」、更には、二〇〇五年のブルガリア共和国の「国際私法に関する法典」等の基礎となっているものと見られる。

尚、邦訳において依拠した英文資料は、二〇〇七年法律第二七三号改正（二〇〇七年七月一日施行）までを踏まえたものであり、その後における改正に関する情報は得られていない。

二 スロヴァキア共和国国際私法の邦訳

国際私法及び国際手続規則に関する法律集に関する法令

（一九九三年二月四日法律第九七号）

- 一九六九年法律第一五八号改正
- 一九九二年法律第二三四号改正
- 一九九二年法律第二六四号改正
- 一九九六年法律第四八号改正
- 二〇〇三年法律第五八九号改正
- 二〇〇四年法律第三八二号改正
- 二〇〇五年法律第三六号改正
- 二〇〇五年法律第三三六号改正
- 二〇〇七年法律第二七三号改正

導入規定

第一条 法令の目的

本法令の目的は、国際的要素を有する民事、商事、家族、労働、及び、その他の匹敵する関係を支配する法律を

決定し、外国人の法的地位を規律し、並びに、かような関係の規律、及び、かような関係に関する審理におけるスロヴァキア裁判所の許における手続を決定し、かつ、それにより、国際協力に寄与することである。

第二条 国際条約

本法令の諸規定は、スロヴァキア共和国を拘束する国際条約、又は、施行立法が別段に定めていないときにのみ適用されるものとする。

第一部 法律の抵触及び外国人の法的地位に関する規定

第一節 法律の抵触

第三条 法律能力

- (1) 本法令が別段に定めていない限り、人の法律能力は、その者の国籍国法によって支配されるものとする。
- (2) 外国人がスロヴァキア共和国において法律行為を締結するときは、本法令が別段に定めていない限り、その者がスロヴァキア法の下に法律能力を有するをもつて足りる。

第四条 法律行為

関係の合理的な規律のため、別段に定められていないか、又は、別段に求められていない限り、法律行為の有効性、及び、その無効の結果は、かような行為の効果を支配すると同一の法律によって支配されるものとする。但し、行為の方式に関しては、契約を支配する法律が、その有効性の要件として、行為のための書面を要求しない限り、行為の意思が表示された地の法律が遵守されることをもつて足りる。

物権

第五条 本法令又は特別立法が別段に定めていない限り、不動産又は動産に関する権利は、かような物が所在している地の法律によって支配されるものとする。

第六条 動産に関する権利の成立及び消滅は、動産がかような権利を成立又は消滅させる事実の当時において所在していた地の法律に依って支配されるものとする。動産が契約に従って運送されるとき、かような権利の成立及び消滅は、かような物が発送された地の法律に依って支配されるものとする。

第七条 公簿への登記に関する諸規定であつて、不動産の所在地において行なわれているものは、登記された権利の成立、消滅、制限又は移転の法定原因が異なる法律によって支配される場合においても、適用されるものとする。

第八条 取得時効は物が時効期間の開始において所在していた地の法律に依って支配されるものとする。但し、取得時効によってかような物を取得する者は、かような取得が完成された国の法律の下におけるすべての時効条件が当該国の領域への物の移転後に満たされたとき、当該国の法律を援用することができる。

契約及び不法行為

第九条 法律の選択

(1) 契約当事者は、特定の立法が別段に定めていない限り、その相互の財産関係を支配する法律を選択することができる。諸事情から、その表示された意思について疑問がないとき、両当事者は暗黙にそれを行なうことができる。

(2) 契約当事者の表示された意思が別段に指示していない限り、選択された法律の抵触法規定は無視されるものと

する。

(3) 消費者契約の当事者がスロヴァキア法と比べてより少ない消費者の権利保護を提供する法律を選択するとき、それらの者の関係は、スロヴァキア法によって支配されるものとする。

第一〇条

(1) 当事者による準拠法の選択がないとき、その契約関係は、適用が当面の関係の合理的な規律に適合する法律に依って支配されるものとする。

(2) そのため、特定の立法が別段に定めていない限り、次に掲げる原則が一般的に適用されるものとする。

(a) 売買契約及び請負契約は、売主又は請負人が、契約締結当時、その本拠（居所）を有する地の法律に依って支配されるものとする。

(b) 不動産に関する契約は、不動産が所在する地の法律に依って支配されるものとする。

(c) 運送契約（運送契約、發送契約、その他）は、契約締結当時、運送取扱人又は發送人がその本拠又は居所を有した地の法律に依って支配されるものとする。

(d) 不動産保険に関する契約を含め、保険契約は、契約締結当時、保険者が本拠（居所）を有した地の法律に依って支配されるものとする。

(e) 委任契約及び類似の契約は、契約締結当時、委任を遂行する者がその本拠（居所）を有した地の法律に依って支配されるものとする。

(f) 代理店契約及び仲介契約は、契約締結当時、代理人又は仲介人が代わって行為する者がその本拠（居所）を有した地の法律に依って支配されるものとする。

(g) 多边的商品交換取引を含む契約は、適用が相互関係の全体的規律に最も適する法律に依って支配されるものとする。

(3) その他の契約は、一般に、特定の立法が別段に定めていない限り、当事者双方がその本拠（居所）を有する国の法律に依って支配されるものとする。それらの者の本拠（居所）が同一国に所在せず、かつ、契約が当事者双方の立会いの下に締結されたとき、契約はそれが締結された地の法律に依って支配されるものとする。契約が不在の当事者間において締結されたときは、それは、申込を承諾する当事者の本拠（居所）の法律に依って支配されるものとする。

第一条 第九条及び第一〇条の適用において決定された法律は、当事者の意思又は事物の性質が別段に指示しない限り、その契約において特定された義務の変更、保証及び不履行の結果へも適用されるものとする。

第二条 動産に関しては、第九条ないし第一条の適用において決定された法律が、当事者間の関係に関し、次に掲げる諸問題をも支配するものとする。

- (a) 物を処分する権利が取得者へ移転する時期
- (b) 取得者が譲渡された物の産物及び果実に対する権利を取得する時期
- (c) 譲渡された物に対する損害の危険が取得者へ移転する時期
- (d) 譲渡された物との関連において発生した損害についての賠償請求権が取得者へ移転する時期
- (e) 譲渡された物の所有権の留保

第十三条

(1) 債務に関する権利の消滅時効は、債務自体の準拠法に依って支配されるものとする。

(2) 請求権の相殺は、当該法律関係の合理的な規律の配慮が別段の要求をしない限り、相殺されるべき請求権の準拠法によって支配されるものとする。

第一四条 一方的法律行為から生じる法律関係は、債務者の居所（本拠）の国の法律に依って支配されるものとする。

第一五条 不法行為の請求権は、損害又は侵害事実が発生した地の法律に依って支配されるものとする。

労働法

第一六条

(1) 個人的労働契約から生じる関係は、当事者が別段に合意しない限り、労働者が労働する地の法律に依って支配されるものとする。但し、労働者が、他国に本拠を有する団体との労働契約の下に、一国において労働するとき、労働者が、その者が労働する国にその居所を有しない限り、団体の本拠の法律が適用されるものとする。

(2) 輸送労働者の雇傭関係は、鉄道又は道路輸送の場合には、使用者の本拠の法律に依り、又、河川及び航空輸送の場合には、登録地の法律に依り、又、海上輸送の場合には、その国旗の下に輸送が行なわれる国の法律に依って支配されるものとする。

相続法

第一七条 相続は、死亡者がその死亡時に国民であった国の法律に依って支配されるものとする。

第一八条

(1) 遺言を作成又は取り消す能力、並びに、意思及びその表示の瑕疵の効果は、死亡者がその意思を表示した当時国民であった国の法律に依って支配されるものとする。同一の法律は、他の何れの死因処分の方式が許容される

かの決定へ適用されるものとする。

- (2) 遺言の方式は、死亡者がその遺言を作成した当時国民であった国の法律に依って支配されるものとする。但し、遺言が作成された領域が属する国の法律が遵守されていたときは、それをもって足りる。同一の法律は、遺言の取消の方式へ適用されるものとする。

家族法

夫婦間の関係

第一九条 人の婚姻締結能力及びその成立要件は、その者の国籍が帰属する国の法律に依って支配されるものとする。

第二〇条 婚姻挙行の方式は、婚姻が挙行される地の法律に依って支配されるものとする。

第二〇a条 スロヴァキア国民により、外国において、スロヴァキア共和国の官庁以外の官庁の許に締結された婚姻であつて、正当に許可されたものは、それが締結された国において有効であり、かつ、スロヴァキア実体法の下において婚姻締結を排除する状況が存在しないときは、スロヴァキア共和国において有効とする。夫婦の一方がスロヴァキア国民でないとき、その者の婚姻締結能力は、その者が国民である国の法律に依って支配される。

第二一条

(1) 夫婦の身分関係及び財産関係は、それらの者の共通国籍国の法律に依って支配されるものとする。夫婦が異なる国籍を有するとき、かような関係はスロヴァキア法に依って支配されるものとする。

(2) 夫婦財産制に関する合意は、合意が締結された当時における夫婦の財産関係の準拠法の下に決定されるものとする。

第二二条

(1) 離婚は、離婚手続が開始される当時における夫婦の共通国籍国の法律に依って支配されるものとする。夫婦が異なる国籍を有するときは、スロヴァキア法が適用されるものとする。

(2) 第一項の規定の下に、離婚を許さないか、又は、非常に厳格な条件の下にそれを許容する外国法が適用されるべきときは、夫婦の双方又は少なくともその一方が長期間に亘ってスロヴァキア共和国に居住している限り、スロヴァキア法が適用されるものとする。

(3) 上記の諸規定は、婚姻無効、又は、婚姻が存在するか否かの確認へも適用されるものとする。

親子間の関係

第二三条

(1) 父子関係の成立（その確定または否認）は、子が出生によって取得した国籍が帰属する国の法律に依って支配されるものとする。

(2) 子がスロヴァキア共和国に居住するとき、父子関係は、それがスロヴァキア法の適用において成立（確定又は否認）されることの子の最良の利益となる限り、成立させられることができる。

(3) 父子関係の認知が有効たるため、それが認知国の法律に従って行なわれるときは、それをもって足りる。

第二四条

(1) 親の責任の権能又は消滅を含め、親子間における関係は、子の常居所がある国の法律に依って支配されるものとする。子の人身又は財産の保護が強く求められる限り、裁判所は、例外的に、情況が実質的関連性を有する別の国家の法律をも考慮に入れることができる。

(2) 子の従前の常居所がある国の法律の下に取得された親の責任は、子の常居所の変更後においても変更されないままとする。但し、両親の一方が、その者がスロヴァキア法の下に有することとなる親の責任を取得しないと、その者は、スロヴァキア共和国が子の常居所地となる当時における責任を取得するものとする。

(3) 親の責任の行使は、子の常居所のある国の法律に依って支配されるものとする。

(4) 本規定のため、スロヴァキア共和国は、未成年の避難者、及び、その者の国において発生する騒乱のために、スロヴァキア共和国の領域へ移住させられた子、並びに、常居所が確定されることができない子の常居所地と見做されるものとする。

第二四 a 条 両親のその子に対する扶養義務は、子の常居所がある国の法律に依って支配されるものとする。他の扶養義務は、扶養権利者の居所がある国の法律に依って支配されるものとする。

第二五条

(1) 婚姻していない母による子の父に対する請求は、その者が子の出生当時国民であった国の法律に依って支配されるものとする。

(2) 外国人たる母がスロヴァキア共和国に居住しており、かつ、子の父がスロヴァキア人であるとき、母による請求は、スロヴァキア法に依って支配されるものとする。

第二六条

(1) 養子縁組は養親が国民である国の法律に依って支配されるものとする。

(2) 養子をする夫婦が異なる国籍を有するときは、双方の本国法上の法律に依って定められた要件が充足されなければならぬ。

(3) 第一項及び第二項の下に、養子縁組を許さないか、又は、非常に厳格な条件の下においてそれを許容する外国法が適用されるべきとき、養親の双方又は少くとも養親たる夫婦の一方が長期間に亘ってスロヴァキア共和国に居住している限り、スロヴァキア法が適用されるものとする。

第二六 a 条 将来の養親の養子縁組前監護への子の配置は、子の常居所がある国の法律に依って支配されるものとする。

第二七条 養子縁組又は類似の関係の創設のため、子若しくはその他の者又は官庁の同意が必要とされるか否かの問題は、子の国籍が帰属する国の法律に従って決定されるものとする。

後見

第二八条 未成年者に対する後見の開始又は終了の要件は、未成年者の常居所がある国の法律に依って支配されるものとする。後見は、原則として、未成年者の身上、及び、所在に拘わらず、その財産に及ぶものとする。

第二九条 未成年者に対する後見を承諾し、かつ、遂行する義務は、後見人の国籍が帰属する国の法律に依って支配されるものとする。

第三〇条 後見人と未成年者との間における法律関係は、後見裁判所又は官庁が所在する国の法律に依って支配されるものとする。

第三一条 未成年者に対する後見に関する前諸規定は、行為無能力の成年人者に対する後見のような類似の保護手段へ、必要により、修正して適用されるものとする。

第二節 外国人の地位

第三二条

(1) 外国人は、本法令又は特別立法が別段に定めていない限り、その身分上及び財産上の権利の範囲において、スロヴァキア国民と同等の権利及び義務を享受するものとする。

(2) 他国がスロヴァキア国民をそれ自身の国民と別異に取り扱うとき、外務大臣は、スロヴァキアの権限を有する官庁と合意して、第一項の規定が適用されないものと決定することができる。

(3) 第一項および第二項の諸規定は、財産関係に関し、法人へ、必要により、修正して適用されるものとする。

第三三条 二重国籍及び不確定国籍

(1) 人が、関連当時、スロヴァキア国籍を有し、かつ、他国もかような者をその国民であると考えるとき、スロヴァキア国籍を決定的とする。

(2) 人が、関連当時、幾つかの外国の国籍を有するときは、最後に取得された国籍を決定的とする。

(3) 関連当時、如何なる国籍も有しないか、又は、国籍若しくは最後に取得した国籍が決定されることができない者は、その者が、関連当時、その居所を有していた国の国民として、又、これが確認されることができないときは、その者が住んでいた国の国民として見做されるものとする。後者も確認されることができないとき、その者はスロヴァキア国民として取り扱われるものとする。

第三節 総則

第三四条 法体系

幾つかの法体系を有する国の法律が適用されることとなるとき、当該国の法律が、何れの特定の法体系が適用されるべきかを決定するものとする。

第三五条 反致

本法令の諸規定の下に、外国法が適用されることとなり、かつ、その諸規定がスロヴァキア法の適用へ反対に送致するか、又は、第三国の法律へ送致するとき、かような送致は、それが当該関係の合理的かつ正当な規律と適合するとき、認められることができる。

第三六条 公の秩序

他国の法律規定は、かような適用の結果が、留保なく従われなければならないスロヴァキア共和国の社会制度及び統治制度、並びに、その法律制度の諸原則に反することとなるとき、適用されてはならない。

第二部 国際手続法

第一節 裁判管轄権

第三七条 財産事項に関する裁判権

以下の諸規定が別段に定めていない限り、スロヴァキア裁判所は、被告がスロヴァキア共和国にその居所若しく

は本拠を有するとき、又は、財産権が関係するならば、その者がそこに財産を有するとき、裁判管轄権を有するものとする。

第三七a条 スロヴァキア裁判所は、次に掲げるものに関する事件についても裁判管轄権を有するものとする。

- (a) 訴訟がスロヴァキア共和国の居所を有する被用者によって開始されるときは、個人の雇用契約に関する事件
- (b) 訴訟が、保険契約者、被保険者又は受取人によって開始され、かつ、被告がスロヴァキア共和国に居所若しくは所在地を有するときは、保険契約に関する事件

- (c) 訴訟がスロヴァキア共和国に居所若しくは所在地を有する消費者によって開始されるときは、消費者契約に関する事件

- (d) スロヴァキア共和国において、商品が配達されたか、若しくは、配達されるべきであったか、又は、サービスが提供されたか、若しくは、提供されるべきであったときは、他の契約に関する事件。履行地がスロヴァキア共和国にあつたか、若しくは、あるべきであったときは、他の全ての事件

第三七b条 スロヴァキア裁判所は、次に掲げるものに関する事件についても裁判管轄権を有するものとする。

- (a) 加害的事実がスロヴァキア共和国において発生したか、又は、発生しえたときは、不正行為、不法行為又は準不法行為に関する事件

- (b) 起訴がスロヴァキア官庁によって行なわれるときは、刑事犯罪から生じる損害についての民事請求

- (c) 法人の支店、代理店又は他の施設がスロヴァキア共和国に所在するときは、その支店、代理店又は他の施設の活動から生じる争訟

第三七c条 スロヴァキア裁判所は、次に掲げるとき、当事者の手続への行動によつても、対人裁判管轄権を設定

することができる。

(a) 請求が、和解できない判決の危険を回避するため、当事者を共に聴聞及び審査することが必要なまでに密接に関連しているとき

(b) 本訴に基づいた同一の事実から生じる反訴に関し、かつ、スロヴァキア裁判所が本訴について裁判管轄権を有するとき

第三七d条 専属的裁判管轄権

スロヴァキア裁判所は、次に掲げる場合において、専属的裁判管轄権を有するものとする。

(a) 不動産がスロヴァキア共和国に所在するときは、訴訟の目的として、不動産又は不動産の賃貸借における対物権を有する訴訟である場合

(b) 寄託若しくは登録がスロヴァキア共和国において申請されたか、若しくは、行なわれたか、又は、国際法の下に、そこにおいて行なわれたと見做されるときは、登録若しくは寄託されることを申請された特許、商標、意匠、若しくは、他の同様な権利と関係する訴訟である場合

第三七e条 裁判管轄権の停止

(1) 契約又は不正行為（不法行為又は準不法行為）から生じる争訟に対する裁判所の裁判管轄権は、当事者によって設定されることができる。当事者によって別段に合意されない限り、かような裁判管轄権は専属的であるものとする。第三七d条において言及された事件における裁判管轄権を与える合意は、無効であるものとする。

(2) 当事者が、スロヴァキア裁判所が裁判管轄権を有するものと合意するときは、それらの者は、合意により、裁判所の事物裁判管轄権を変更することができない。

- (3) 裁判管轄権を与える合意は、書面に依るか、又は、書面によって立証されるものとする。それが国際取引又は商取引における契約に関するときは、かような取引又は商取引における通常の実務に適合する様式、及び、関係する類型の契約について、当事者により、規則的に遵守される様式の下に行なわれることをもって足りる。
- (4) 当事者の一方のためのみの裁判管轄権を与える合意は、その当事者の異なる裁判所へ訴訟を提起する権利を侵害しないものとする。

- (5) 雇用、保証及び消費者契約の個々の契約に関する事件において、裁判管轄権を与える合意は、それが、原告の居所のある国の裁判所の裁判管轄権を排除しないか、又は、それが、争訟の発生後に行なわれたときのみ、有効なものとする。

- (6) 合意が外国裁判所へ専属的裁判管轄権を与えるとき、スロヴァキア裁判所は、それに拘わらず、選択された裁判所がその裁判管轄権の行使を辞退したとき、受理することができる。

第三七f条

- (1) スロヴァキア裁判所が事件の実体に関する裁判管轄権を有しないとき、それに拘わらず、それは、当事者による申立てに基づき、暫定的措置を命じることができる。

- (2) かような暫定的措置は、スロヴァキア共和国においてのみ効力を有するものとする。

婚姻関係事件における裁判管轄権

第三八条

- (1) スロヴァキア裁判所は、婚姻関係事件（離婚、婚姻の無効、又は、婚姻が存在するか否かの決定）について、夫婦の少なくとも一方がスロヴァキア国民であるとき、裁判管轄権を有するものとする。

(2) 夫婦の何れもスロヴァキア国民でないとき、スロヴァキア裁判所は、次に掲げるとき、裁判管轄権を有するものとする。

(a) 夫婦の少なくとも一方がそこに居住し、かつ、判決が夫婦双方の本国において承認されることができるとき、又は、

(b) 夫婦の少なくとも一方が、相当の期間に亘ってスロヴァキア共和国に居住したとき、又は、

(c) 婚姻無効のかような基礎が、婚姻が、その無効を求める申立がなくとも、スロヴァキア法の下に無効とされなければならぬという理由によって関係しているならば、夫婦双方がそこに生活するとき

第三八 a 条 スロヴァキア裁判所は、扶養権利者又は扶養義務者の何れか一方がスロヴァキア共和国にその居所又は常居所を有するとき、扶養義務事件について裁判管轄権を有するものとする。

第三九条

(1) スロヴァキア裁判所は、未成年者がスロヴァキア共和国にその常居所を有するか、又は、その常居所が確定されることができないうとき、未成年者に関する親の責任の問題について、裁判管轄権を有するものとする。

(2) スロヴァキア裁判所は、避難民たる子、又は、その者の国において発生する騒乱のため、国際的に移住させられて、現にスロヴァキア共和国にいる子に関する親の責任の問題についても、裁判管轄権を有するものとする。

(3) スロヴァキア裁判所が親の責任の実体に関する裁判管轄権を有しないとき、それは、子の身上及び財産の保護に必要な措置のみを講じるものとし、かつ、それにつき、子の常居所のある国の権限を有する官庁へ通知しなければならぬものとする。かような措置は、スロヴァキアの実体法規定を適用して、スロヴァキア裁判所によって行なわれるものとする。

(4) スロヴァキア裁判所は、次に掲げる場合には、婚姻関係事件手続において、夫婦の共通の子に関するそれらの者の親の責任の問題についても、裁判管轄権を有するものとする。

(a) 子がスロヴァキア共和国にその常居所を有する場合、又は、

(b) 夫婦の少なくとも一方がその子に関する親の責任を有し、裁判所の裁判管轄権が夫婦によって受け容れられ、かつ、かような裁判管轄権の実行が子のために最良である場合

第四〇条 親子関係の成立(確定又は否認)の申立は、被告がスロヴァキア共和国における一般的裁判管轄権の裁判所を有しないとき、スロヴァキア共和国における申立人の一般的裁判管轄権の裁判所へ提出されることができ、申立人もスロヴァキア共和国における一般的裁判管轄権の裁判所を有しないが、両親の一方又は子がスロヴァキア国民であるとき、申立は、最高裁判所によって決定される裁判所へ提出されるものとする。

第四一条

(1) スロヴァキア裁判所は、養子縁組に関し、養親がスロヴァキア国民であるとき、裁判管轄権を有するものとする。養親が夫婦であるときは、夫婦の一方のみがスロヴァキア国民であり、かつ、スロヴァキア共和国に居住していることをもって足りる。

(2) 養親も、養子を行なう夫婦の何れも、スロヴァキア国民でないとき、スロヴァキア裁判所は、次に掲げるとき、裁判管轄権を有するものとする。

(a) 養親又は養子を行なう夫婦の少なくとも一方がスロヴァキア共和国に居住し、かつ、裁判所の判決が、養親又は養子を行なう夫婦の本国において承認されることができるとき、又は、

(b) 養親又は養子を行なう夫婦の少なくとも一方が相当の期間に亘ってスロヴァキア共和国に居住していたとき

第四一 a 条

(1) スロヴァキア人である子、及び、スロヴァキア共和国にその常居所を有する子の養子縁組は、スロヴァキア裁判所によってのみ言い渡されることができる。

(2) スロヴァキア裁判所は、裁判所が、未成年の子を将来の養親の世話に配置する決定をしたときは、判決言渡し時に、子が既にスロヴァキア共和国にその常居所を有しない状況においても、養子縁組を言い渡す管轄権を有する。

第四二条 法律能力及び後見に関する裁判管轄権

(1) 法的能力の制限又は剥奪及び後見に関しては、人がスロヴァキア共和国にその常居所を有するとき、スロヴァキア裁判所は裁判管轄権を有するものとする。

(2) スロヴァキア裁判所が第一項の下に裁判管轄権を有しないとき、それは身上又はその者の財産の保護に必要な措置を講ずるのみとし、かつ、その者の常居所がある国の権限を有する官庁へその措置を通知するものとする。かような措置は、スロヴァキア裁判所により、スロヴァキア実体法の諸規定を適用して講じられるものとする。

第四三条 死亡宣告に関する裁判管轄権

(1) スロヴァキア裁判所は、行方不明のスロヴァキア国民へ死亡を宣告する専属的管轄権を有するものとする。

(2) スロヴァキア裁判所は、スロヴァキア共和国に永住する者及びそこに所在する財産に制限された法律効果をもって、スロヴァキア実体法を適用して、行方不明の外国国民へ死亡を宣告することができる。

相続に関する裁判管轄権

第四四条 スロヴァキア裁判所は、死亡者がその死亡当時スロヴァキア国民であったとき、常に、相続に関する裁

判管轄権を有するものとする。但し、外国に所在する財産に関しては、スロヴァキア裁判所は、かような財産がスロヴァキア官庁へ放棄されることができるか、又は、他国がスロヴァキア司法官庁によって下されたかような判決の法律効果を承認するときのみ、その事件において手続を行なうものとする。

第四五条

(1) スロヴァキア裁判所は、次に掲げるとき、スロヴァキア共和国に所在する遺産に関係する外国国民の相続事件において手続を行なうものとする。

(a) 死亡者の国籍の国がスロヴァキア裁判所へスロヴァキア国民の財産を放棄もせず、その判決の法律効果を承認もしないか、又は、その国が遺産を贈与することを拒否するか、若しくは、応じないとき、又は、

(b) 死亡者がスロヴァキア共和国にその居所を有し、かつ、そこに居住している相続人がそのように請求するるとき

(c) スロヴァキア共和国に所在する不動産が関係するすべての場合

(2) その他のすべての場合には、スロヴァキア裁判所は外国国民の遺産の保護に必要な措置のみを講ずるものとする。

第四六条 文書の無効化に関する裁判管轄権

スロヴァキア裁判所は、外国において作成された文書の無効化が、事件の性質により、スロヴァキア共和国において法律効果を生じうるときにのみ、かように無効化する裁判管轄権を有するものとする。

第四七条 スロヴァキア裁判所の裁判管轄権の免除

(1) 国際条約若しくは他の国際法上の規則、又は、特定のスロヴァキア立法の下に、スロヴァキア共和国において

免責特権を享受する外国及び外国人は、スロヴァキア裁判所の裁判管轄権に服さないものとする。

(2) 第一項の規定は、文書の送達、証人としての前述の者の召喚状、判決の執行、並びに、他の手続上の行為へも適用されるものとする。

(3) 但し、スロヴァキア裁判所は、次に掲げるとき、裁判管轄権を有するものとする。

(a) 訴訟の目的が、第一項に特定された国若しくは者のスロヴァキア共和国に所在する不動産であるか、又は、他の者によって所有されたかような不動産に関するそれらの者の権利、並びに、訴訟の目的が賃貸料の支払いでない限り、かような不動産の賃貸借から生じるそれらの者の権利であるとき

(b) 訴訟の目的が、第一項に特定された者がその公式な資格においてではなく出現する相続であるとき

(c) 訴訟の目的が、第一項に特定された者がその公的な資格の範囲外において遂行する雇用又は商業活動の実行に関係するとき

(d) 第一項に特定された国又は者が自発的にその裁判管轄権に服するとき

(4) 第三項に特定された事件における文書の送達は、外務省によって遂行されるものとする。送達がかように遂行されることができないとき、裁判所は、文書の受領のため、又は、場合により、権利の防御のため、保管者を任命するものとする。

第二節 手続に関する規定

第四八条 スロヴァキア裁判所は、すべての当事者が、手続において、その権利の主張に関して同等の地位を有することとなる限り、スロヴァキアの手続規則を適用して手続を行なうものとする。

手続における外国人の地位

第四九条 外国国民の訴訟を提起する能力及び提起される能力は、その者の国籍国の法律に依って支配されるものとする。但し、その者がスロヴァキア法の下にかような能力を有するときは、それをもって足りるものとする。

第五〇条 相互に保証されている場合には、外国国民は訴訟費用及び預託金の免除、並びに、無償にて、その者の利益保護のための代理人の任命の権利を付与されるものとする。

第五一条

(1) 裁判所は、被告の申立に依り、財産上の請求権に関する判決を求める外国国民に対し、その者が所定の期間内に訴訟費用の支払のための担保を供与しないならば、裁判所が被告の意思に反して手続を継続せず、かつ、それを停止するであろうことを条件として、かような担保を供与することを命ずるものとする。

(2) 次に掲げるとき、担保の預託は命じられることができない。

(a) 被告が、原告がスロヴァキア国民でないこと、又は、その者がスロヴァキア国籍を喪失していることを知っていたにも拘わらず、預託の申立が、被告が事件において行為したか、又は、手続上の申立を行なった後に提出されたとき

(b) 原告の国籍国において、担保が相応する事件においてスロヴァキア国民に請求されなるとき

(c) 原告が、スロヴァキア共和国において、訴訟において被告によって蒙られるべき費用を賄うに十分な不動産を所有するとき

(d) 訴訟開始の申立が、支払命令によって取り扱われるとき

(e) 被告が訴訟費用及び預託金の支払を免除されるとき

第五二条 元の国において公文書と見做される外国裁判所及び外国官庁によって発行された文書は、それが適切に認証されているとき、スロヴァキア共和国においても公文書としての証明力を有するものとする。

外国法及び相互性の決定

第五三条

(1) 司法官庁は、準拠外国法の内容を確定するために必要なすべての措置を講ずるものとする。外国法の内容がかなうような官庁に知られないときは、法務省にそのための情報を求めることができる。

(2) 第一項に特定された事件の審判において、何らかの疑問を生じたとき、司法官庁は法務省に意見を求めることができる。

第五四条 他国についての相互性に関する法務省の宣言であつて、外務省及び他の関係省と協議して下されたものは、裁判所及び他の官庁を拘束するものとする。

国際的司法援助

第五五条 別段に定められていない限り、司法官庁は、法務省を通じて外国官庁と連絡をとるものとする。

第五六条 スロヴァキア司法官庁は、相互性が保証されている場合には、依頼により、外国司法官庁へ司法共助を供するものとする。次に掲げるとき、司法共助は拒否されることができ。

(a) 依頼された共助の遂行が、依頼されたスロヴァキア司法官庁の裁判管轄権に属しないとき。但し、かような共助が他の司法官庁の管轄権、又は、他のスロヴァキア官庁の管轄権に属するとき、依頼は、執行について権限を有する官庁へ回付されなければならないものとする。

(b) 共助の依頼がスロヴァキアの公序に反するとき

第五七条

- (1) 依頼された司法共助はスロヴァキア法を適用して供されるものとする。外国官庁の依頼により、外国の手續規則が、依頼された手續がスロヴァキアの公序に反しないとき、適用されることができる。
- (2) 外国官庁が強く依頼するとき、証人、鑑定人及び当事者は、宣誓して尋問されることができる。同様のことが、外国における請求権の主張又は維持のために必要な事実の宣誓された陳述書へ適用されるものとする。
- (3) 証人及び当事者の宣誓は、次の通り読まれるものとする。「私は、裁判所によって尋ねられる一切の事項につき、真実を述べ、かつ、真実以外のことを述べないことを私の名誉にかけて誓う。」
- (4) 鑑定人の宣誓は、次の通り読まれるものとする。「私は、私の確信及び良心に従い、専門的知識を述べること

を私の名誉にかけて誓う。」

- (5) 事実に従って述べられた宣誓の場合には、表現はそれに従って変更されるものとする。

第五八条 認証された外国の文書にチェコ語又はスロヴァキア語の翻訳が添付されていないとき、名宛人が自発的にそれを受け取る時は、それはその者に送達されるものとする。名宛人は、その者が書面を受け取ることのその拒否の潜在的な法的結果を認識すべきことを知らされるものとする。

第五九条

- (1) スロヴァキア外交官又は領事官は、スロヴァキア司法官庁による依頼に基づき、次に掲げる行為を行なうものとする。
 - (a) それらの者の派遣国における者への送達が、国際条約若しくは他の国際法上の規則の下に許容されるか、又は、それが送達国の法律に反しないとき、かような任務を行なうこと

(b) 送達国において外交特権及び免除を享受するスロヴァキア国民への送達、並びに、証人、鑑定人又は当事者たる者を尋問すること

(c) 外務省による委任に基づき、証人、鑑定人及び当事者が任意に出頭し、かつ、援助が与えられることとなる国において施行されている法律に反しないとき、かような者を尋問し、又、他の訴訟行為を行なうこと

(2) スロヴァキアの外交官又は領事官は、依頼している司法官庁へ適用される法律に従って行為するものとし、かつ、それらの者によって実行された行為は、司法官庁自体によって遂行された同一の効果をも有するものとする。

第六〇条 スロヴァキア司法官庁による依頼に基づき、外国官庁によって行なわれた送達、及び、それによって行なわれた証明は、それが外国法の諸規定に適合していなくとも、スロヴァキア法と適合するとき、法律効果を有するものとする。

第六一条 スロヴァキア法の証明書

法務省は、外国において権利を主張するために要求する者へ、スロヴァキア共和国において施行されている法律の証明書を発行するものとする。かような証明書は、法律を解釈することも、それが特定の法律事件において如何に適用されるべきかを説明することもしないものとする。

第六二条 文書の認証

外国において使用されることが意図された文書であつて、司法官庁によって発行されたもの、又は、それによつて認証されたか、若しくは、その許において署名されたものは、当事者の請求に基づき、次に掲げる官庁によつて適法とされるものとする。

(a) 地方裁判所の地区に所在する地区裁判所、鑑定人若しくは執行吏によって発行された文書、それらによって認証された文書若しくは署名、並びに、翻訳家によって作成された翻訳、又は、専門家によって用意された書面による意見に関しては、地方裁判所

(b) (a)号に特定されていない他の何らかの文書に関しては、法務省

第六二a条 越境事件における裁判所の他の義務

(1) 外国において、国際条約又は互惠主義の下に、扶養の確定のため、又は、スロヴァキア裁判所の判決の執行のための訴訟を開始することにより、扶養を要求しようとする者は、その居所地の地方裁判所へ、その者が申立を引き寄せることを援助することを要請することができる。地方裁判所は、申立を引き寄せる義務があるものとする。

(2) 外国裁判所の許へ訴訟を提起しようとする者、又は、外国における訴訟の被告である者は、その居所地の地方裁判所へ、外国における国際条約の下における訴訟において与えられるべき法的援助の申立を引き寄せることにおいてその者を援助することを要請することができる。地方裁判所は、申立を引き寄せる義務があるものとする。

(3) 裁判所は、申立人による提案、及び、その者の費用をもって、第一項又は第二項の下における申立て、及び、その立証文書の翻訳を手配するものとする。申立人が法廷費用免除の規定についての要件を満たすとき、翻訳費用は国によって負担されるものとする。

(4) 第一項ないし第三項は、国際条約が、内国判決の外国における執行の申立が、第一審において当該判決を下した裁判所へ提出されることを認める場合においても、適用されるものとする。

第三節 外国判決の承認及び執行

第六三条 スロヴァキア共和国において裁判所の裁判管轄権に属する場合には、他国官庁によって承認された解決を含め、第一条に特定された事項に関する他国官庁の判決、並びに、かような事項における外国の真正な法律文書（以下、「外国判決」という）は、それらがスロヴァキア官庁によって承認されていたとき、スロヴァキア共和国において法律効果を有するものとする。

第六四条 承認の要件

外国判決は、次に掲げるとき、承認されることも、執行されることもできない。

- (a) その承認が、スロヴァキア官庁の専属的管轄権によつて先取りされているか、又は、管轄権に関するスロヴァキアの規定の必要な修正がなされた適用において、外国官庁が事件の管轄権を有していなかったとき
- (b) それが、元の国において、既判力も有せず、執行することもできないとき
- (c) それが理非に関する判決でないとき
- (d) 判決の承認が不利益として求められている当事者が、外国官庁により、その前の手続に参加する機会を奪われ、とりわけ、その者が、呼出状、又は、手続を開始する文書を適切に手交されなかったとき。但し、裁判所は、判決が当事者へ適切に手交されず、かつ、その者が控訴しなかったとき、又は、当事者が、この条件の再審理を主張しないことを宣言したとき、この条件を再審理しないものとする。
- (e) スロヴァキア裁判所が、事件において、既判力を有する判決を下しているか、又は、同一事件における先行する外国判決が、スロヴァキア共和国において承認されたか、若しくは、承認されることができるとき

(f) 承認がスロヴァキアの公の秩序に反することとなるとき

第六五条 当事者の少なくとも一方がスロヴァキア国民である場合における婚姻関係事件及び親子関係の成立（確定又は否認）を含む事件における外国判決、及び、スロヴァキア国民である子の養子縁組に関する外国判決は、**第六四条**(b)号ないし(f)号の諸規定によって除外されない限り、スロヴァキア共和国において承認されるものとする。

第六六条

(1) 身上監護における子の配置、又は、子との交渉に関する外国判決は、次に掲げるとき、承認も執行もされはならない。

(a) **第六四条**(a)ないし(e)に述べられた諸要件の何れかが満たされなるとき

(b) 裁判所が緊急のために子の聴聞を免除したか、又は、子がその年齢及び成熟のためにその意見を表明することができなかつたというのでない限り、子が実体に関する手続において聴聞される機会を与えられなかつたとき

(c) 承認が、子の最良の利益を顧慮して、明らかにスロヴァキアの公の秩序に反することとなるとき

(2) 緊急の場合を除いて、配置又は交渉に関する外国命令が、聴聞される機会を与えられていた者を抜きにして与えられたとき、裁判所は、かような判決は親の責任を侵害すると主張する者の申立てに基づき、それを承認しないものとする。

第六七条

(1) 婚姻関係事件、親子関係の成立（確定又は否認）、又は、子の養子縁組を含む事件における外国判決は、スロ

ヴァキア裁判所の特定の判決によって承認されるものとする。

(2) 子の配置若しくは子との交渉に関する外国判決は、スロヴァキア裁判所の特定の判決、又は、その執行を命じることの何れによっても承認されるものとする。

(3) 他の何れの外国判決も、その執行を命じること、又は、その執行命令書を発行することにより、スロヴァキア裁判所によって承認されるものとする。外国判決が執行を要求しないとき、それは、スロヴァキア官庁がスロヴァキア裁判所の判決の如くそれを考慮するような方法をもって承認されるものとする。外国判決の原告又は被告の何れかの請求に基づき、スロヴァキア裁判所は、常に、特定の判決により、外国判決の承認に関して決定するものとする。

第六八条 外国判決の効力

(1) スロヴァキア裁判所によって承認された外国判決は、スロヴァキア裁判所によって下された判決と同一の法律効果を有するものとする。

(2) 承認がなくとも、婚姻関係事件、親子関係の成立（確定若しくは否認）又は子の養子縁組を含む事件における外国判決は、当事者がスロヴァキア国民でなく、かつ、それがスロヴァキアの公序に反しないとき、スロヴァキア裁判所の判決と同一の法律効果を有するものとする。

外国判決の承認についての申立手続

第六八 a 条 裁判所の管轄権

次に掲げる裁判所は、外国判決の承認の申立に関して手続する管轄権を有するものとする。

(a) 婚姻関係事件、親子関係の成立（確定若しくは否認）、又は、子の養子縁組を含む事件における外国判決の承

認のためのブラチスラヴァ地方裁判所

(b) 子の配置又は交渉に関する外国判決の承認については、子の常居所の地区裁判所、及び、それがなくときは、子の居所の地区裁判所。かような裁判所が存在しないときは、ブラチスラヴァ第一地区裁判所

(c) 判決の執行を命じるか、又は、上記(b)号によって包括されない判決の承認の実施命令書を発行する管轄権を有する裁判所

第六八b条

(1) 承認に関する手続は、外国判決における当事者として関係づけられる者により、又、婚姻関係事件、親子関係の成立（確定若しくは否認）、又は、子の養子縁組を含む事件においては、事件における法的利益を証明することができる者によっても提出されることができ、申立によって開始する。

(2) 手続の当事者は、申立人、及び、外国判決が不利益において承認されることとなるすべての者とする。申立人が申立においてそれらの者を特定できないとき、手続の当事者は、外国判決において当事者として関係づけられたいすべての者とする。

(3) 申立人が外国にその居所又は本拠を有するとき、その者は、文書の送達のため、スロヴァキア共和国に居所又は本拠を有する代理人を選任するものとする。指定された期限までにそれができないとき、文書は、送達の効果をもって、裁判所に付託されるものとする。申立人はかような結果を通知されるものとする。

(4) 第三項の規定は、他の手続当事者がスロヴァキア共和国に居所又は本拠を有しないとき、それらの者との関係においても、必要により、修正して適用されるものとする。

第六八c条 外国判決の承認についての申立要件

- (1) 外国判決の承認についての申立は、宛て先の裁判所、申立人の身元、それが関連する事件、及び、申立の目的を明記するものとする。それは署名され、かつ、交付日を指定するものとする。申立は、更に、外国判決、原告の名称、外国判決が拘束力を有するものとなったか、又は、その執行可能性に関する情報を付与する日付を明記するものとし、かつ、それは、申立に添付されたすべての証明文書を表にするものとする。申立は、一部が裁判所によって保有され、かつ、各当事者が一部を手交される証明文書を多数の写しをもって提出されるものとする。
- (2) 申立は、次に掲げるものによって証明されるものとする。

- (a) 外国判決の原本の完全な本文、又は、その適切に認証された写し
- (b) 外国判決が拘束力を有しているか、若しくは、執行できること、又は、通常控訴がもはやそれに対して不可能であることを証明する権限を有する外国官庁による証明書

- (c) 第六四条(d)号の下における不承認の理由が与えられなかったことを証明する文書、又は、他の当事者がその理由の再審査を主張しなかったことのそれらの者による宣言

- (d) すべての証明文書のスロヴァキア語への適切に認証された翻訳

- (3) 必要により、裁判所は、一五日又はそれ以上の期間をもって、申立人の申立を完成するため、その者を招集するものとする。申立人が、裁判所による招集を失して、その申立を訂正又は完成せず、かつ、このため、手続が継続されることができないとき、裁判所は手続を終了するものとする。申立人はかような結果を通知されるものとする。

第六八 d 条

- (1) 外国判決承認の申立の提出は、承認の申立に関する判決が拘束力を有するようになるまで、その執行、又は、

その遂行のための命令書の発行のためのあらゆる手続を中止するものとする。

- (2) 外国判決が元の国家において控訴されたとき、その外国判決の承認又は執行（遂行のための命令書の発行）に関して手続する裁判所は、控訴に関する判決が拘束力を有するようになるまで、その手続を中止することができる。

第六八 e 条 事件の聴聞

- (1) 当事者の一方が承認の業務から一五日の期間内に外国命令の承認に対して異議申立てを提起しない限り、裁判所は、事件において聴聞を執行しない。

- (2) 当事者双方が、書面により、それらの者が外国判決の承認に同意することを宣言したときは、裁判所は、申立を取り扱わず、かつ、聴聞を執行しないものとする。かような当事者による書面の声明は、スロヴァキア語への十分に証明された翻訳をもって行なわれるものとする。

第六八 f 条 外国判決の再審範囲

- (1) 裁判所は、外国官庁がその管轄権を基づく事実の発見によって拘束されるものとする。

- (2) 外国判決は、その実体に関して再審査されてはならない。

第六八 g 条 裁判所の決定

- (1) 婚姻関係事件、親子関係の成立（確定若しくは否認）、又は、子の養子縁組を含む事件において、裁判所は、外国判決の承認の申立に関し、判決によって決定し、他のすべての事件においては、それは決議によって決定するものとする。

- (2) 外国判決の承認の要件の何れかが満たされていないとき、裁判所は承認を拒否するものとする。他のすべての

事件において、それは外国判決を承認するものとする。

- (3) 外国判決が一つ以上の評決を含み、かつ、承認がそれらのすべてについて可能でないか、又は、要求されていないとき、裁判所は、可能か、又は、要求された範囲においてのみ、外国判決を承認するものとする。申立人自身は、判決の部分的承認を要求することができる。

第六八 h 条

- (1) 本節の諸規定は、必要な修正を加えて、スロヴァキア共和国における外国判決の不承認の申立に関する手続へ適用されるものとする。
- (2) 外国判決の承認手続に関する諸規定は、必要な修正を加えて、スロヴァキア共和国における外国判決の執行可能性又は執行不可能性の言渡し手続へ適用されるものとする。

第六八 i 条 経過規定

- (1) 未修正の法規の下に開始された外国判決の承認及び執行に関する手続は、本諸規定の適用において終了するものとする。
- (2) スロヴァキア裁判所が未修正の法規にその管轄権を基づくときは、その管轄権は継続するものとする。
- (3) 未修正の法規の下における当事者の書面による合意によって与えられた管轄権は、維持されるものとする。本修正が発効する前に締結された裁判所選択の合意の有効性は、未修正の法規によって支配されるものとする。

最終規定

第六九条 国際私法及び区際私法、並びに、外国人の私法領域における法的地位に関する一九四八年法令集第四一

号は、ここに廃止される。

第七〇条 本法令は、一九六四年四月一日に発効するものとする。

— かさはら としひろ・法学部教授 —